



宮 崎 県 公 報

平成20年3月26日(水曜日)号外 第10号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目 次

規 則

- 専門委員等の報酬の額及び相当するとみなされる職務の級を定める規則の一部を改正する規則……(人事課) 1
- 宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則……(行政経営課) 1
- 県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則

- の一部を改正する規則……(税務課) 1
- 宮崎県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則を廃止する規則……(福祉保健課) 5
- 看護大学授業料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則……() 5
- 薬事法施行細則の一部を改正する規則……(医療薬務課) 5
- 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則……(建築住宅課) 7

規 則

専門委員等の報酬の額及び相当するとみなされる職務の級を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第八号

専門委員等の報酬の額及び相当するとみなされる職務の級を定める規則の一部を改正する規則

専門委員等の報酬の額及び相当するとみなされる職務の級を定める規則(昭和三十二年宮崎県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

報酬の額及び職務の級の表母子自立支援員の項中「七、七七〇円」を「七、七九〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第九号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年宮崎県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第四条の表一の項中「別表十四の七の項」を「別表の十四の八の項」に改め、同表六の項中「別表の三十八の項」を「別表の三十七の項」に改め、同表七の項中「別表の三十九の項」を「別表の三十八の項」に改め、同条を第五条とする。

第二条を第四条とし、第二条の前の見出しを削り、同条を第三条とし、第一条の次に次の見出し及び一条を加える。

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 条例別表の三の四の項に規定する事務で別に規則で定めるものは、温泉法施行細則(平成十四年宮崎県規則第三十八号)第

七条の規定による届出の受理及び同規則第十二条の規定による届出(温泉法(昭和二十二年法律第百二十五号)第十五条第一項の規定による許可に係るものを除く。)の受理に関する事務とする。

附 則

この規則は、平成二十年七月一日から施行する。ただし、第四条の表六の項及び七の項の改正規定は公布の日から、同表一の項の改正規定は同年四月一日から施行する。

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第十号

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則(昭和三十九年宮崎県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号(その三)の次に次の様式を加える。

様式第 2 号 (その 4) (第 4 条関係) (表)

不動産取得税免除申請書

付  受印 県税事務所長 殿 年 月 日	申 請 者	住 所 (所在地)						
		氏 名 (名 称)					㊟	
		代 表 者 氏 名					㊟	
県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則第 4 条の規定により、下記の不動産のうち、指定集積事業対象家屋又はその敷地となる土地の取得に対する不動産取得税の課税免除の申請をします。								
土	所	在	地 番	地 目	地 積	取得年月日	取得の 原 因	固定資産課税台帳 に登録された価格
					㎡ (坪)	. .		円
						. .		
						. .		
	計							
地	区 分	地 積			地 積 の あ ら び 分 率	備 考		
	対 象 家 屋 の 敷 地	㎡ (坪)			%			
	そ の 他 の 用 地							
	計				100%			
	対 象 家 屋 の 着 工 (予 定)			年 月 日				
家 屋	所	在	種 類	構 造	面 積	取得年月日	取得の方法	取 得 価 額
					㎡ (坪)	. .		
						. .		
						. .		
計								
設置した対象家屋の事業の種類								
事業開始 (予定)		年 月 日			その他			
設置した家屋を事業の用に供した日						年 月 日		
設 置 し た 家 屋 の 取 得 価 額 及 び 面 積	種 類					取 得 価 額	面 積	
	当該施設の用に供する建物及びその附属設備					円	㎡	
	事 務 所 等							
	その他当該施設の用に供する部分							
	その他当該施設の用に供しない部分							
	計							
該当基本計画の同意日及び承認企業立地計画の承認された日								
基 本 計 画		同意日 年 月 日			承認企業立地計画		承認日 年 月 日	

(裏)

記載上の注意

- 1 この申請書には、指定集積事業対象家屋及びその敷地である土地について記載してください。
ただし、土地に対する申請にあつては、一の対象用地に対象家屋の敷地とその他の用地がある場合においては、対象用地の全部について記載してください。
- 2 取得した土地が固定資産課税台帳に登録されていない場合は、取得価額を記載してください。
- 3 対象家屋の敷地となる土地とは、対象用地のうち、社宅、寮、厚生施設等の家屋の敷地及び運動場の用地等課税免除等の対象となる設備等に直接関係のない部分の土地を除いた全部の土地です。
- 4 その他の用地とは、3以外の土地です。
- 5 「家屋」の欄には、対象家屋を具体的に、工場、倉庫等ごとに記載してください。なお、対象家屋とは、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）」第9条第1項に規定する同意集積区域内において同法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従つて「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）」第3条に規定する対象施設をいいます。
- 6 「設置した対象家屋の事業の種類」の欄には、事業の種類を具体的に例えば「ミシン製造業」というように記載してください。
- 7 該当する基本計画の同意日及び承認企業立地計画の承認日の分かる資料を添付してください。

備考

- 1 この申請書には、土地に対する申請の場合には、土地の見取図に、対象家屋の配置予定図を記載し、家屋に対する申請の場合には、対象家屋全体の平面図を添付してください。
- 2 この申請書は、不動産取得税の申告書に添付して、直接県税事務所に提出してください。
- 3 土地の取得にあつては、1年以内に当該土地に対象家屋の建設の着手がなされなければ、課税免除はできません。
- 4 課税免除の決定は、対象家屋を事業の用に供した後に行います。
土地の取得に対する不動産取得税については、課税免除の決定をする日までは、課税免除相当額を徴収猶予します。

登記簿記載内容 (その 1) の記載内容に準拠する。

様式第 3 号 (その 3) (第 5 条関係)

不動産取得税徴収猶予通知書								
							年 月 日	
住 (居) 所 (所在地)								
氏 名 (名 称)				殿				
県税事務所長							印	
<p>あなたの下記の不動産取得税のうち、指定集積事業対象施設の敷地である土地に係る税額については、県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則第 5 条第 1 項の規定によつて、徴収猶予します。</p>								
年 度	納税通知書番号	納 期 限	課 税 標準額	税 額	内 訳			
					土地の所在	地番	地 積	
		. .	円	円			m ²	(坪)
		. .						
		. .						
		. .						
		. .						
		. .						
計				①	②			
徴 収 猶 予 額	課税免除	$\text{税額①} \times \frac{\text{指定集積事業対象施設の敷地となる土地の面積}}{\text{地 積②}} = \text{徴収猶予額}$						
<p>注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 徴収猶予に係る税額は、不動産取得税を納付する際控除して納付してください。 2 取得した土地に、1 年以内に指定集積事業対象施設の建設の着手がなされないときは、徴収猶予を取り消すことになります。 3 課税免除を決定したときは別に通知します。 4 不明の点がありましたら、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。 								

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

宮崎県知事 東国原 英夫

宮崎県規則第十一号

宮崎県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則を廃止する規則

宮崎県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則(平成五年宮崎県規則第三十九号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 宮崎県介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例(平成二十年宮崎県条例第九号)附則第三項に規定する者については、この規則による廃止前の宮崎県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

看護大学授業料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

宮崎県知事 東国原 英夫

宮崎県規則第十二号

看護大学授業料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則

看護大学授業料等の徴収に関する規則(平成八年宮崎県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び条例」を「、条例」に改め、「「入学科」という。）」の下に「及び同項第百四十二号の二に規定する宮崎県立看護大学学位論文審査手数料(以下「学位論文審査手数料」という。))」を加える。

第十一条の次に次の一条を加える。

(学位論文審査手数料の免除)

第十一条の二 知事は、大学院の博士後期課程において、十単位以上の単位を修得して退学した者が退学後一年以内に学位論文の審査を申請した場合は、学位論文審査手数料を免除することができる。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

宮崎県知事 東国原 英夫

宮崎県規則第十三号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則(昭和三十六年宮崎県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「別記様式第十二号」を「別記様式第十三号」に改め、同条第二項中「別記様式第十三号」を「別記様式第十四号」に改め、同条を第十五条とし、第十二条の次に次の二条を加える。

(登録販売者試験)

第十三条 法第三十六條の四第一項に規定する試験(以下「登録販売者試験」という。)を受けようとする者は、別記様式第十二号による受験願書を知事に提出しなければならない。

(準用)

第十四条 登録販売者試験については、第七条の規定を準用する。

別記様式第十三号中「(第13条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様式を別記様式を別記様式第十四号とする。

別記様式第十二号中「(第13条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様式を別記様式第十三号とし、別記様式第十一号の次に次の二様式を加える。

様式第 12 号 (第 13 条関係)

収入証紙

登録販売者試験受験願書

本 籍 (国 籍)	(都道府県名のみを記入)		
住 所			
連 絡 先	電 話 番 号		
ふりがな 氏 名			
生年月日		性 別	男 女

上記により、登録販売者試験を受験したいので、出願します。

年 月 日

住 所
氏 名

印

宮崎県知事 殿

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の業事法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

宮崎県知事 東国原 英夫

宮崎県規則第十四号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成九年宮崎規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第二十四条」を「第二十四条第一項」に改める。

第二十一条第一項中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改める。

別記様式第一号中

「宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第 条の規定により、次のとおり県営住宅への入居を申し込みます。」を

「宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第 条の規定により、次のとおり県営住宅への入居を申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者若しくは同居者(同居予定者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であるときは、申込みを無効とされても異議のないことを誓約します。」

Form showing name and relationship changes: 「氏名 続柄 本人」を「氏名 続柄 本人」に、「氏名 続柄」を「氏名 続柄」に改める。

別記様式第三十一号中

「私が入居している住宅に次の者を同居させたいので、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第21条第1項の規定により、次のとおり申請します。」

Table for application of cohabitation with others, including columns for name, birth date, sex, and household type.

「私が入居している住宅に次の者を同居させたいので、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第21条第1項の規定により、次のとおり申請します。なお、この申請書の記載内容が事実と相違するとき、又は同居させる者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であると判明したときは、県営住宅を明け渡します。」

Table for application of cohabitation with others, including columns for name, birth date, sex, and household type.

Table for current residents and cohabitants, including columns for name, birth date, sex, and household type.

改める。別記様式第二十四号中 「なお、今までの入居名義人において滞納となった家賃(詳細は下欄)については、全額私の債務として引き受け、支払います。」を 「なお、今までの入居名義人において滞納となった家賃(詳細は下欄)については、全額私の債務として引き受け、支払います。また、この申請書の記載内容が事実と相違するとき、又は入居を継承する者若しくは入居承継者と同居する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であると判明したときは、県営住宅を明け渡します。」

「氏名」を「氏名」に改める。別記様式第五十五号中 「なお、使用に当たっては、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例及び宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則に規定する事項を遵守します。」

を 「なお、使用に当たっては、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例及び宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則に規定する事項を遵守します。また、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者若しくは使用する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であると判明したときは、使用の決定を取り消されても異議はありません。」

に改める。附 則 (施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。